

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 8 月 28 日（金）第 749 号の 3



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 、 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法（道路維持課取扱い） 1
- 車両制限令に基づく道路の指定（道路維持課取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 規 則
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通規制課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第491号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	路 線 名	区 間
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町麓字坂元上552番8地先から同市吾平町上名字己西811番1地先まで

2 指定する期日

令和 8 年 9 月 1 日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収

集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鹿児島県告示第 492 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のとおり指定する。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	路 線 名	区 間
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町麓字坂元上 552 番 8 地先から同市吾平町上名字己酉 811 番 1 地先まで

2 指定する期日

令和 8 年 9 月 1 日

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 20 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和 53 年鹿児島県公安委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「

主要地方道鹿屋 吾平佐多線	肝属郡肝付町富山字上牧 1007 番 1 地先から鹿屋市吾平町 麓字名主原 553 番 3 地先まで
------------------	---

」

を

「

主要地方道鹿屋 吾平佐多線	肝属郡肝付町富山字上牧 1007 番 1 地先から鹿屋市吾平町 上名字己酉 811 番 1 地先まで
------------------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。